



世帯主およびマイナ保険証など

国保上の世帯主

◆ 住民票上の世帯主が、国保上の世帯主になります。

世帯主には各種届出、申請義務や納税義務があります。

擬制世帯

住民票上の世帯主が国保の加入者でなくても、世帯内に国保の加入者がいる場合は、世帯主に各種届出の義務や国民健康保険税の納付義務が生じます（擬制世帯主）。

※国保上の世帯主を擬制世帯主から被保険者に変更を希望する場合は、ご相談ください。

▶ マイナ保険証をお持ちの方

◆ マイナ保険証には1～2週間程度で情報が反映します。

◆ 資格情報のお知らせを普通郵便で送ります。

住民票の住所地（世帯主様宛）に送ります。

⚠ 郵便局への転居届がお済みでないと、届かない場合があります。

▶ マイナ保険証をお持ちでない方

◆ 資格確認書を特定記録郵便で送ります。

住民票の住所地（世帯主様宛）に送ります。

⚠ 郵便局への転居届がお済みでないと、届かない場合があります。

▶ 外国籍の方

◆ マイナ保険証や資格確認書は在留期限まで使えます。

在留資格の更新申請中のときは、更新申請中であることを確認できるパスポート等を持って、市役所保険年金課で手続きすることで、2か月間の資格確認書を交付します。



国民健康保険税

◆ 納税通知書を翌月中旬（4～6月は7月中旬）頃に送ります。

住民票の住所地（世帯主様宛）に送ります。

※既に国保加入している方がいる世帯で、課税限度額まで賦課されている場合は、税額変更が生じないため、納税通知書は送付されません。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末

※納期限は月末が休日の場合は翌営業日、12月および3月の納期限は25日となります。

支払方法

◆ 口座振替（ご利用ください！）

- ・納め忘れがなく、大変便利です。
- ・国保脱退時に国保税の還付金が生じる場合も、ご自身が希望すれば、支払口座にお返しするため、還付の手続きが不要になります。

◆ 納付書

◆ スマートフォン決済（e L-Q R）

◆ 特別徴収（年金からの天引き）

次の①～⑤の全てに当てはまる場合は、国保税の特別徴収（世帯主の方の年金から天引き）されます。

- ①世帯主が国保の加入者であること。
- ②世帯内の国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であること
※世帯主が年度の途中で75歳になる場合は該当しません。
- ③世帯主の介護保険料が年金から天引きされること
- ④特別徴収の対象となる年金を年額18万円以上受給していること
- ⑤国保税と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えないこと

▶ 以前、東久留米市の国保に加入していた方

口座振替や納税通知書の送付先変更をされていた方は、以前登録していた内容が引き継がれることがあります。

変更や停止を希望される場合は、保険年金課にご連絡ください。



国民健康保険税

▶ 該当する場合は手続きを

◆ 産前産後期間（出産月の前月から4か月間）の軽減

※多胎妊娠の場合は出産月の3か月前から6か月間

【手続きに必要なもの】

- ・母子健康手帳などの出産日や多胎妊娠を確認できる書類
- ・手続きする方の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・世帯主及び対象となる方のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード等）

◆ 企業の倒産・解雇・雇い止め等により離職した方の軽減

軽減期間は離職日の翌日の属する月からその翌年度末までです。

【対象者】①～③のいずれにも該当する方

- ①離職時の年齢が65歳未満の方
- ②雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格者通知が交付されていて、離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかに該当する方
- ③雇用保険の特定受給資格者または高年齢受給資格者でないこと

【手続きに必要なもの】

- ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格者通知
- ・国民健康保険被保険者の資格が確認できる書類
- ・世帯主及び対象となる方のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード等）

◆ 後期高齢者医療制度への移行に伴う減免

会社等の健康保険（国保組合を除く）から後期高齢者医療制度の対象になった方の被扶養者だった方が国保に加入することになった場合

【対象者】①②のいずれにも該当する方

- ①国保の資格取得日において65歳以上の方
- ②国保の資格取得日の前日において社会保険等（国保組合を除く）の被扶養者だった方



その他

▶ 高額な医療にかかる予定がある方

◆ オンライン資格確認に1～2週間程度で限度額情報が反映します。

- ・すぐに自己負担限度額を超える高額な入院や外来診療を受ける場合は、限度額適用認定証が必要です。
- ・情報反映後は保険医療機関等で限度額情報の取得に同意することで、1か月分のお支払いが自己負担限度額までになります。

▶ 同じ世帯に既加入者がいるとき

◆ 既加入者の自己負担限度額に変更が生じる場合があります。

- ・変更日は、国保加入日の翌月1日（国保加入日が1日の場合は、その日）です。
- ・オンライン資格確認に変更後の限度額情報が反映するのは翌月です。
- ・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証の区分に変更が生じるときは、後日通知します。

◆ 70歳以上の既加入者の負担割合に変更が生じる場合があります。

- ・変更日は、国保加入日の翌月1日（国保加入日が1日の場合は、その日）です。
- ・オンライン資格確認に変更後の負担割合が反映するのは翌月です。
- ・負担割合に変更が生じるときは、変更後の資格確認書または資格情報のお知らせを送付します。

▶ DV・虐待等被害者（被害を受けるおそれがある者を含む）の方へ

マイナポータルや医療機関等から、相手方やその関係者に住所等の情報が閲覧される可能性があります。

閲覧制限をするには、「自己情報提供不可フラグ」や「不開示該当フラグ」の設定を行う必要があります。

設定を希望される場合は、保険年金課で手続きしてください。

自己情報提供不可フラグとは

- ・マイナポータルの「健康保険証情報や診療・薬剤・医療費・健診情報等」を非表示にします。
- ・マイナ保険証の利用登録ができなくなります。
- ・病院や薬局等でマイナ保険証の利用ができなくなります。

不開示該当フラグとは

- ・マイナポータルの「やりとり履歴」を非表示にします。
- ・病院や薬局等が行うオンライン資格確認において、「住所と郵便番号」を非表示にします。



その他

▶ 資格取得日より前に届出をされた方

◆ 国民健康保険の資格取得日より前に届出をすることについて、以下のことをご確認ください。

- ・ 会社の健康保険の資格喪失日が変更又は取消となる場合は、国民健康保険の資格取得日の変更について届出をお願いします。
その際は、会社の健康保険の資格喪失日が変更又は取消となったことが分かる証明書を持参してください。
- ・ 国民健康保険の資格取得日以前に住民基本台帳に変更（住所変更・世帯主変更・氏名変更等）が生じる場合は、届出をお願いします。
- ・ マイナポータルおよびオンライン資格確認には1週間程度で国民健康保険の情報が反映します。国民健康保険の資格取得日より前に情報が反映する場合があります。

▶ 会社の健康保険に加入したときは

◆ 国民健康保険を脱退する手続きが必要です。

必要なもの

- ・ 会社の健康保険の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」（全員分）
※マイナンバーを利用した情報連携により、申請書等にマイナンバーを記入することで、添付書類の省略ができる場合があります。情報が提供されるまでに相当の日数（7日～1か月程度）がかかるため、手続き時点で必要な情報が取得できない場合は、添付書類の省略はできません。
- ・ マイナンバー確認書類（マイナンバーカード等）
※世帯主および対象者のマイナンバー確認書類が必要です。お持ちでない場合は、職員が記入するため不要です。
- ・ 手続きする方の身元確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
- ・ 別世帯の代理人が手続きする場合は、委任状
※資格確認書が交付されている方は、ご返却ください。



郵送やオンラインでもお手続きいただけます。
詳細は市ホームページをご確認ください。

▶ 20歳以上60歳以上の方（国民年金の手続き）

◆ 厚生年金やその扶養(国民年金第3号被保険者)であった方は、国民年金第1号被保険者の加入手続きが必要です。



郵送やオンラインでもお手続きいただけます。
詳細は市ホームページをご確認ください。



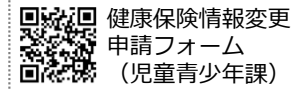
その他

▶ 医療証等をお使いの方

下記の医療給付等を受けている方は手続きが必要な場合があります。
各担当課へお尋ねください。

児童青少年課（市役所 2 階またはオンライン）

- ・（乳）乳幼児医療費助成
- ・（子）義務教育就学児医療助成
- ・（親）ひとり親家庭等医療費助成
- ・（青）高校生等医療費助成 等



障害福祉課（市役所 1 階）

- ・（障）心身障害者医療費の助成
- ・（都）難病医療費の助成
- ・精神障害者通院医療費の助成（自立支援医療）
- ・小児慢性疾患医療費の助成
- ・更生医療・育成医療の助成 等

保険年金課

- ・ 特定疾病療養受療証
- ・ 国保受給者証
※自立支援医療で低 I または低 II に該当する方はお手続きください。
- ・ 結核医療給付金受給者証
※公費負担有効期間内の患者票をお持ちの方はお手続きください。